4　第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第二十四条から第二十六条中「選定項目」とあるのは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第七から別表第十二まで」とあるのは「別表第十三」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第一～四　［略］

別表第五（第二十一条関係）

［表は別紙］

別表第六（第二十一条関係）

別表第七（第二十三条関係）

別表第八（第二十三条関係）

別表第九（第二十三条関係）

別表第十（第二十三条関係）

別表第十一（第二十三条関係）

［表は別紙］

別表第十二（第二十三条関係）

別表第十三（第二十六条の二関係）

備考

一　［略］

二　この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第六までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

4　第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第二十四条から第二十六条中「選定項目」とあるのは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第六から別表第十まで」とあるのは「別表第十一」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第一～四　［略］

［新設］

別表第五（第二十一条関係）

別表第六（第二十三条関係）

別表第七（第二十三条関係）

別表第八（第二十三条関係）

別表第九（第二十三条関係）

［新規］

別表第十（第二十三条関係）

別表第十一（第二十六条の二関係）

備考

一　［略］

二　この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第五までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

三　［略］

附　則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。